２　前項の検査を受けようとする船長は、液状化等物質積付検査申請書（第七号様式）を同項の検査を行う者に提出しなければならない。

３　地方運輸局長又は登録検査機関は、第一項の検査に合格した者に対し液状化等物質積付検査証（第八号様式）を交付する。

４　船長は、前項の検査証を当該液状化等物質を運送する間、船内に保管しておかなければならない。

（運送中の措置）

第二十六条　船長は、船舶に含水液状化等物質をばら積みして運送する間、その性状の変化に注意し、移動による危険を防止するために排水その他の必要な措置をとらなければならない。

（含水液状化等物質運搬船）

第二十七条　含水液状化等物質をばら積みして運送する船舶であつて、地方運輸局長が次の各号の要件に適合していると認定したものに液状化等物質をばら積みして運送する場合には、第十六条の二、第十六条の三、第二十条から第二十三条まで及び第二十五条の規定を適用しない。

一　含水液状化等物質をばら積みする船倉に相互の間隔が船舶の幅の六十パーセント以下である二の縦通隔壁（前後は端隔壁まで、上下は倉底から頂部甲板まで達しており、含水液状化等物質の圧力に耐える強さを有し、かつ、含水液状化等物質の漏れない構造のものに限る。）を船舶の中心線に関して対称の位置に設けていること。

二　第十九条第一項の規定により定まる最大の積載量の含水液状化等物質を積載した状態において、当該含水液状化等物質が横移動して船舶のげん端が水面に達する角度（この角度が十度を超えるときは、十度）まで横傾斜した場合（この場合において、含水液状化等物質の自由表面は、平らになつているものとする。）、海水を注入して横傾斜を復原させることができる容積のバラスト・タンクを縦通隔壁の外側部に設けていること。

三　（略）

２　前項の船舶に含水液状化等物質をばら積みする場合には、船倉内の縦通隔壁の間の場所に均等に積載しなければならない。

３　船舶所有者は、第一項の認定を受けようとするときは、含水液状化等物質運搬船認定申請書（第九号様式）に次に掲げる書類を添えて、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長に申請しなければならない。

一～六　（略）

４　地方運輸局長は、第一項の認定を行つたときは、含水液状化等物質運搬船認定書（第十号様式。以下この条において「認定書」という。）を申請者に交付する。

５～７　（略）

８　船舶所有者は、認定書を滅失し、又は毀損した場合には、含水液状化等物質運搬船認定書再交付申請書（第十一号様式）を認定書を交付した地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。

９　第一項の認定を受けた船舶の船長は、含水液状化等物質をばら積みし、及び運送する間、認定書及び第三項各号に掲げる書類を船内に保管しておかなければならない。

２　前項の検査を受けようとする船長は、液状化物質積付検査申請書（第七号様式）を同項の検査を行う者に提出しなければならない。

３　地方運輸局長又は登録検査機関は、第一項の検査に合格した者に対し液状化物質積付検査証（第八号様式）を交付する。

４　船長は、前項の検査証を当該液状化物質を運送する間、船内に保管しておかなければならない。

（運送中の措置）

第二十六条　船長は、船舶に含水液状化物質をばら積みして運送する間、その性状の変化に注意し、移動による危険を防止するために排水その他の必要な措置をとらなければならない。

（含水液状化物質運搬船）

第二十七条　含水液状化物質をばら積みして運送する船舶であつて、地方運輸局長が次の各号の要件に適合していると認定したものに液状化物質をばら積みして運送する場合には、第十六条の二、第十六条の三、第二十条から第二十三条まで及び第二十五条の規定を適用しない。

一　含水液状化物質をばら積みする船倉に相互の間隔が船舶の幅の六十パーセント以下である二の縦通隔壁（前後は端隔壁まで、上下は倉底から頂部甲板まで達しており、含水液状化物質の圧力に耐える強さを有し、かつ、含水液状化物質の漏れない構造のものに限る。）を船舶の中心線に関して対称の位置に設けていること。

二　第十九条第一項の規定により定まる最大の積載量の含水液状化物質を積載した状態において、当該含水液状化物質が横移動して船舶のげん端が水面に達する角度（この角度が十度を超えるときは、十度）まで横傾斜した場合（この場合において、含水液状化物質の自由表面は、平らになつているものとする。）、海水を注入して横傾斜を復原させることができる容積のバラスト・タンクを縦通隔壁の外側部に設けていること。

三　（略）

２　前項の船舶に含水液状化物質をばら積みする場合には、船倉内の縦通隔壁の間の場所に均等に積載しなければならない。

３　船舶所有者は、第一項の認定を受けようとするときは、含水液状化物質運搬船認定申請書（第九号様式）に次に掲げる書類を添えて、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長に申請しなければならない。

一～六　（略）

４　地方運輸局長は、第一項の認定を行つたときは、含水液状化物質運搬船認定書（第十号様式。以下この条において「認定書」という。）を申請者に交付する。

５～７　（略）

８　船舶所有者は、認定書を滅失し、又は毀損した場合には、含水液状化物質運搬船認定書再交付申請書（第十一号様式）を認定書を交付した地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。

９　第一項の認定を受けた船舶の船長は、含水液状化物質をばら積みし、及び運送する間、認定書及び第三項各号に掲げる書類を船内に保管しておかなければならない。